



令和 5 年（2023 年）8 月 24 日

がん患者などの医療用ウィッグの購入費用などを助成

大阪狭山市では、がん治療の副作用などによる外見変化が生じた人の就労など社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグまたは乳房補正具の購入費用を助成します。

【対象者】

申請日時点で市内に住んでいて、市の住民基本台帳に記録されている人であって、がんの治療の副作用による脱毛（当該年度に 18 歳以下の人、病気等による脱毛を含む）または乳がんの外科的治療等による乳房の欠損、形の変化等による外見変化を補うために医療用ウィッグまたは乳房補正具を購入した人

【助成回数】

原則、医療用ウィッグまたは乳房補正具それぞれ 1 回限り

【助成額】

医療用ウィッグまたは乳房補正具の購入費用と 2 万円を比較していずれか少ない額

【申請期限】

購入した日（令和 5 年 4 月 1 日以降）から 1 年

【申請方法】

大阪狭山市保健センターで配布する申請書兼請求書、がん治療を行ったことがわかる書類（治療計画書など。ない場合は、自己申告書）、領収書、印鑑を持って、大阪狭山市保健センターへ直接

※申請書兼請求書、自己申告書は大阪狭山市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ 健康推進グループ（担当／池守） ☎072-367-1300